

同時発表
環境省、長沼町



令和8年3月24日
札幌開発建設部

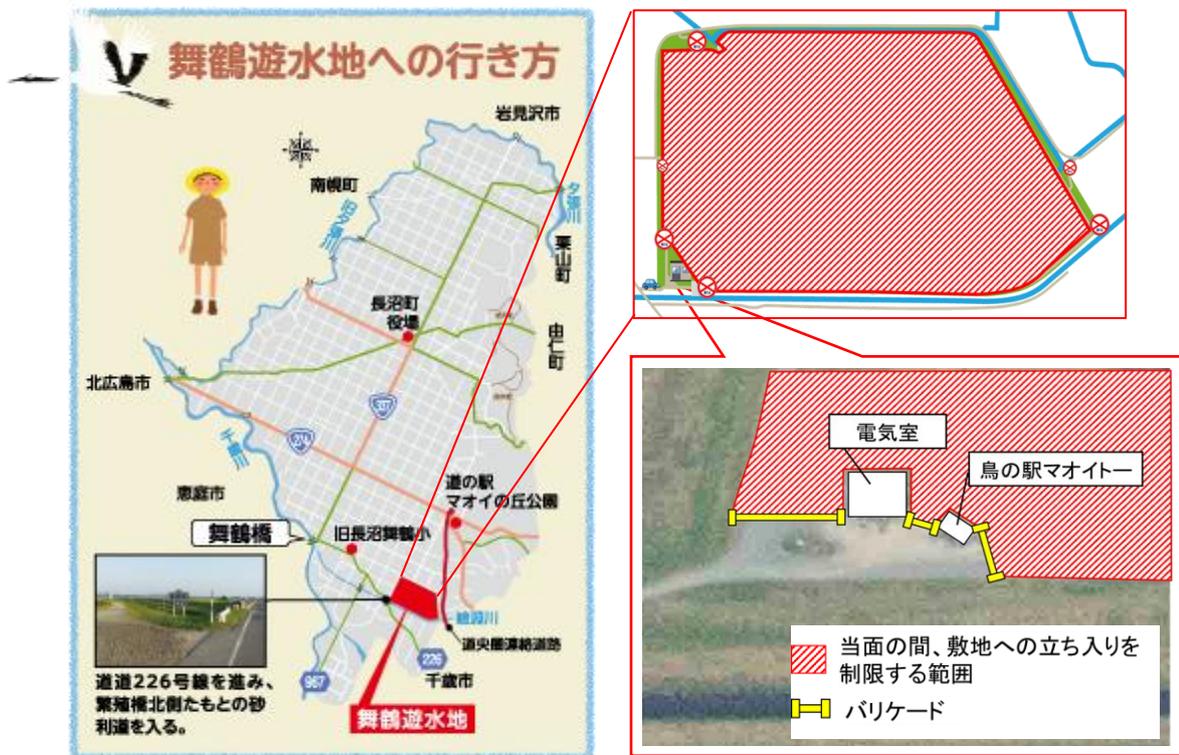
長沼町舞鶴遊水地の一部立ち入り制限について

～タンチョウを優しく見守ってください～

長沼町、環境省 北海道地方環境事務所、および、北海道開発局 札幌開発建設部では、生態系ネットワークの形成を目的に、有識者や地域の多様な主体が参画する「タンチョウと共存できる流域づくり協議会」の一員として、タンチョウも住めるまちづくりに取り組んでいます。

このたび、舞鶴遊水地においてタンチョウ繁殖の兆しが見られましたので、同協議会の検討結果を踏まえ、**舞鶴遊水地について立ち入りを制限**いたします（鳥の駅マオイトー周辺を除く）。タンチョウの成長を優しく見守っていただきますようお願い申し上げます。

【舞鶴遊水地 立ち入り制限エリア】



【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 札幌開発建設部

特定治水事業対策官 唐澤 圭 (電話番号 011-611-0329)

流域治水対策専門官 林田 寿文 (電話番号 同上)

札幌開発建設部ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/sp/>



< タンチョウを観察される皆様へ >

～ 舞鶴遊水地でのルールとお願い ～

舞鶴遊水地は、タンチョウをはじめとする野鳥たちの貴重な生息地です。特にタンチョウは非常に警戒心が強く、繁殖期には人の気配や接近によって大きなストレスを受ける可能性があります。適切な距離を保ち、静かに見守ることが、生きものとの共生に繋がります。

< 観察時の注意事項 >

- 舞鶴遊水地の一部では、車両や徒歩による立ち入り、およびドローン等の使用を制限しております。
- タンチョウを観察する際は、近づきすぎず、車や建物の中から短時間での観察をお願いいたします。
- エサやりは絶対におやめください。
- ゴミは必ずお持ち帰りください(カラスなどの外敵を呼び寄せる原因となります)。
- 農地を含む私有地には立ち入らないようご注意ください。

< 野鳥観察ガイドの活用を >

タンチョウやその他の野鳥を観察される際は、観察ルールをまとめた「舞鶴遊水地 野鳥観察ガイド」をご確認ください。



https://www.hkd.mlit.go.jp/sp/kasen_keikaku/kluhh4000001qwn-att/e1lg9o000000j35n.pdf

< その他のご案内 >

- 専門家の指導のもと、調査や維持管理のために職員が立ち入る場合があります。
- 立ち入り制限は、繁殖の終了またはヒナが十分に飛べるようになるまで継続されます。
- 制限範囲は、タンチョウの状況に応じて見直されることがあります。
- タンチョウの繁殖状況の撮影を希望される方へ：
状況に応じて、有識者の同行等の条件下で報道目的の撮影が可能な場合があります。
ご希望の方は、事前に長沼町政策推進課企画政策係までご相談ください。
☎ 電話:0123-76-8015

< タンチョウと共存できる流域づくり協議会 >

札幌開発建設部 HP:

https://www.hkd.mlit.go.jp/sp/kasen_keikaku/e1lg9o000000ncxh.html

長沼町 HP:

<https://www.maoi-net.jp/gyosei/machizukuri/tancho/ryuikidukurikyougikai.html>



取材・報道にあたってのお願い

野生のタンチョウは人に警戒心を持ち、不用意に近づくと事故が起きることもありますので、取材・報道につきましては、下記事項に十分なご配慮をお願いいたします。

■ タンチョウ取材時

「タンチョウに近づき過ぎない」で下さい。

「車から降りない」で下さい。

「私有地・農地に立ち入らない」で下さい。

■ タンチョウ報道時

(1)タンチョウが確認された詳細な日付や場所などは、報道をお控え願います。

①日付の例

×:「□月□日」

○:「□月」、「□月中旬」程度

②場所の例

×:「□□市 国道□号沿いの農地」、「□□遊水地の北側」

○:「□□市」、「□□市内の農地」、「□□遊水地」程度

(2)「タンチョウに近づき過ぎない」、「車から降りない」、「私有地・農地に立ち入らない」など、タンチョウの撮影・観察について、一般の方への周知をお願いします。